

独立行政法人国立公文書館有識者会議規程

平成19年3月26日規程第4号

(設置)

**第1条** 独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）に、独立行政法人国立公文書館業務方法書第13条第1項に規定する有識者による会議として独立行政法人国立公文書館有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議への諮問等)

**第2条** 独立行政法人国立公文書館長（以下「館長」という。）は、次の各号に掲げる事項について、会議に諮ることとする。

(1) 独立行政法人国立公文書館利用規則第4条に基づく一般の利用の制限に関する重要事項

(2) 独立行政法人国立公文書館利用規則第5条第1項に基づく不服の申出に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、館が保管する歴史公文書等の保存及び利用に関する重要事項

2 館長は、前項各号に掲げるもののほか、館の業務運営その他重要事項について、会議に諮ることができる。

3 会議は、前2項の規定による館長の諮問に答えて意見を述べるほか、前2項に規定する事項に関し、必要に応じ助言を行うことができる。

(構成)

**第3条** 会議は、委員5人以内をもって構成する。

(委員の委嘱等)

**第4条** 委員は、公文書館制度及び行政、法律、歴史その他の識見を有する者のうちから、館長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

**第5条** 会議に、会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会議は、館長の要請を受けて、会長が主催する。

2 会議には、館長及び理事が出席する。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の学識経験を有する者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 会議の庶務は、総務課において総括し、及び処理する。ただし、第2条第1項第1号又は第2号に関するものについては、統括公文書専門官において、業務課又はつくば分館と連絡して処理する。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人国立公文書館有識者会議規程(平成14年11月29日規程第9号)は、廃止する。